

# 健康管理委員制度設置要領

## 健康管理委員制度設置要領

### 1. 目的

健康管理に関する情報・知識を被保険者並びに被扶養者に広く周知させるとともに、健康保険組合の実施する保健事業の有効、かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2. 健康管理委員

被保険者が20名以上の加入事業所に健康管理委員を置く。但し、200名以上の加入事業所は2名推薦することができる。

### 3. 選任及び委嘱

上記2の健康管理委員は、被保険者であって事業所の安全衛生等の職務を担当する者で、事業主の推薦された者のうちから、理事長が委嘱する。

### 4. 業務

健康管理委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康保険組合と密接な連絡をとりながら、その所属する事業所の被保険者並びに被扶養者に、組合の実施する健康管理事業の啓発宣伝。
- (2) 健康保険組合の実施する健康診査等の受診指導。
- (3) 健康保険組合の実施する体育奨励事業等の推進のための活動。

### 5. 健康管理委員の研修

健康管理委員の資質の向上を図るため、講習会、講演会及び施設見学等を実施する。

# 健康管理委員推薦届

平成 年 月 日

神奈川県電子電気機器健康保険組合理事長 殿

事業所所在地  
事業所名称  
事業主氏名  
電話番号

印

当社の健康管理委員として、次の者を推薦します。

記

健康管理委員氏名		健康保険 被保険者証	記号 番号
所属課名 ( ) 職場の地位 ( )	〒 ご自宅 住所 ご自宅電話	—	—

但し、さきに健康管理委員として委嘱された下記の者は、人事異動（転勤・退職）のため、健康管理委員を解嘱しました。

前健康管理委員氏名		健康管理委員氏名	
-----------	--	----------	--